

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から同年12月まで

私は、大学在学中にA市に居住していたが、両親に勧められて平成5年1月ごろに国民年金の加入手続きを行い、月々の仕送りの中から国民年金保険料を納付していた。しかし、未納となった期間があったため納付書が送られてきたことから、在学中に、母親から送金された10数万円で、過去の未納期間の保険料を、居住地近くの金融機関で、まとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っていることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、金融機関でまとめて納付したとする金額は、A市が保管する申立人に係る国民年金通算記録において未納とされている申立期間を含む平成4年10月から5年3月までの期間及び同年10月から6年3月までの期間(合計12か月)の保険料額(12万1,000円)とおおむね一致していること、及び申立人の母親が申立人に保険料として10数万円を送金したことを記憶していることから、申立内容と一致している。

さらに、申立期間は、平成7年1月までであれば過年度納付できる上、申立期間当時、社会保険事務所(当時)は、未納期間について少なくとも1回は納付書を送付することとされていたことから、申立人は申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられ、オンライン記録によるとA市の記録において未納とされている期間のうち、申立期間直後の平成5年1月から同年3月までの期間

は、過年度納付(納付年月日は不明)により納付済みとされ、同年10月から6年3月までの期間も納付済みとされていることから、当該期間の保険料はさかのぼって納付されたものと考えられるところ、母親から未納期間の保険料納付に必要な金額を送金された申立人が、あえて申立期間のみを納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から8年9月まで

私は、会社に勤務しその間厚生年金保険に加入していたが、退職後に周囲の人から国民年金に加入していないと納付していない期間ができ、年金を受給する時に額が少なくなると聞いたので、すぐに国民年金に加入した。

また、申立期間の前に大病を患っていたため、退職後に国民健康保険に入らないことは考えられず、国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に自分で銀行等に毎月納付しに行っていたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していたA市の市役所は、同市が保管する国民年金収納状況表には、申立人の国民年金保険料は平成9年4月から同年12月までの期間納付済みとされているが、申立期間における納付記録は無いとしており、オンライン記録と一致する。

また、申立人は、申立期間直前の平成7年11月16日にB社を退職後、A市役所で国民健康保険と一緒に国民年金に加入し、その後も厚生年金保険の切替えの都度、同様に手続をしてきたと述べているが、申立人の国民健康保険の加入状況について、A市役所は、15年4月1日から19年3月11日までの期間の加入は確認できるものの、申立期間の国民健康保険の加入状況は確認できないとしている上、B社が加入していたC健康保険組合の任意継続被保険者名簿により、申立人が7年11月16日の厚生年金保険の被保険者資格喪失と同日に任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料も、毎月納付したとしているが、A市役所は、申立期間当時、同市の国民健康保険料の納付回数及び納期は、年5回（5月、8月、10月、12月、2月）であったとしており、申立内容と相違する上、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年10月まで

申立期間当時、婦人会の加入者は強制的に国民年金に加入することになっていたので、昭和36年の寒い時期に婦人会の人に勧められ国民年金に加入した。年金手帳をもらった覚えは無いが、毎月、婦人会の班長が保険料を集金していたことを記憶しており、申立期間当時、一緒に納付していた隣人のことも覚えている。

また、国民年金に加入した後、10年ほど経過した時期に友人から資格取得日が誤っていると言われ、市役所及び婦人会の会長に相談したが記録の訂正は認められなかった。しかし、確かに婦人会の人に保険料を納付していたので、未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、年金手帳は交付されていないとしているところ、婦人会の班長経験があるとする隣人は、「当時の集金方法は、婦人会の班長に年金手帳と現金を渡して、後日、年金手帳に日付の入った印を押ししてもらい返却してもらった記憶がある。」としており、オンライン記録により、昭和36年4月1日から国民年金に加入していることが確認できる別の隣人は、「加入した当時から年金手帳を交付されていた。」としている。

また、申立人は、婦人会の加入者は強制的に国民年金に加入することになっていたとしているところ、別の隣人二人は、「婦人会加入者が国民年金に加入することは強制的ではなく、途中から婦人会の人に勧められて加入した。」としており、オンライン記録により、当該隣人二人の国民年金の資格取得日はそれぞれ、昭和43年1月22日、46年12月1日であることが確認できることから申立人の主張とは相違する。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和 45 年 11 月 6 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、当該国民年金手帳記号番号は、同年 11 月ごろ払い出されたと推定され、申立期間は任意加入被保険者期間のため、さかのぼって加入できない期間である上、A 町の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間は未加入期間であることが確認でき、制度上、保険料を納付できない期間であり、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで

私は、当時住んでいた社宅に来たA市の年金課の職員と思われる人に国民年金の加入を促され、昭和52年2月に任意加入して以来、3号被保険者となるまで国民年金保険料を納付してきた。当時は、医院に勤務しており、その収入から保険料を納付しており、国民年金に加入当初は集金により、途中からは勤務先に隣接するB金融機関のC支店で口座振替で納付した記憶があるので、国民年金保険料を納付したことを証明できる資料等はないが、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時勤務していた医院に隣接するB金融機関のC支店に口座を開設し、口座振替により国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、B金融機関が保管する申立人の当座性貯金管理表から、B金融機関のC支店に申立人の預金口座が開設され、国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認できる。

しかしながら、申立人の上記当座性貯金管理表を見ると、昭和60年度の4月から6月までの期間、7月から9月までの期間及び1月から3月までの期間の国民年金保険料2万200円（当時の保険料額と一致）が口座振替により納付されていることが確認できるが、申立期間の国民年金保険料の口座振替による納付記録は確認できず、申立期間に係る保険料の納付期限である昭和60年12月末の時点の預金残高は1,124円であることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は振替不能であったことが推認できる。

また、A市は申立期間当時、国民年金保険料が振替不能時には納期限の10日後には納付書を送付する措置をとっているとしている上、オンライン記録に

より、社会保険事務所（当時）において、昭和62年11月26日に過年度納付書が発行されていることが確認できるが、申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の納付書が送付された記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶も無いことから、申立期間における保険料の納付について確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から 37 年 1 月 1 日まで

私はA社B支店が開設された昭和 36 年 3 月、募集が出ていたのを見て応募し、家庭の事情により同年 12 月に退職するまでの間、契約社員として仕事をしていた。

当時の支店長の氏名を覚えており、私が居住していたC県D市から一緒に通勤していた同僚にE氏とF氏がいたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所において一緒に勤務していたとする支店長は、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の記録が確認できることから、申立人が申立期間に申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は既に適用事業所でなくなっているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立事業所が加入するG健康保険組合では、被保険者の加入記録システムにおいて申立期間を含むデータを保有しているものの、申立人に係る記録は存在しないとしており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

また、申立人が、申立期間当時一緒に通勤したとする同僚二人は、申立事業所に係る被保険者名簿により、いずれも申立期間後の昭和 37 年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人同様に申立期間の加入記録は無い上、このうちの一人は、オンライン記録により、36 年 4 月から 37 年 4 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 4 月 1 日まで
私の夫は、昭和 26 年 4 月 1 日にA社に入社したが、社会保険庁 (当時) の記録では、28 年 4 月 1 日から厚生年金保険の被保険者となっている。

しかし、申立事業所に昭和 25 年 8 月に入社した私の場合は、入社時から厚生年金保険の記録がある。

夫は既に他界しており、当時の同僚や勤務状況はよく分からないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保存する申立人の人事記録により、申立人が、昭和 26 年 4 月 1 日付けで申立事業所に入社し、申立期間において在籍していることが確認できる。

しかしながら、上記人事記録により、申立人は申立事業所に入社と同日に申立事業所が設置したB学校に2年間の養成工として入学していることが確認できるところ、申立事業所では、養成工期間中における勤務時間、給与、厚生年金保険等の加入について不明としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立人と同日の昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同じく養成工であったとする同僚は、「養成工期間中は、週に4日、工業高校程度の教育を受け、残りの2日は各作業所で実習を行った。会社からは、月額1,500円程度の手当(奨学金)が支給されていた。」としていることが確認できることから、申立人は申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことがうかがわれる。

また、前述の同僚は、「B学校には、C科とD科があり、各々40人在籍して

いた。」としているところ、申立事業所において、申立人と同日の昭和 28 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は 78 人確認できることから、申立期間当時、申立事業所では、養成工期間終了後に厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人の人事記録には、昭和 26 年 4 月 1 日の日給欄に記載は無く、摘要欄に「入学」と記載されているが、B 学校卒業後の 28 年 4 月 1 日の日給欄には「1150」、摘要欄には「本給」と記載されている。

このほか、申立人が申立期間において保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 10 日から 35 年 1 月 25 日まで
私は、昭和 34 年 1 月 10 日から 36 年 1 月 4 日まで、A 社で製品の動作試験の業務に従事していた。入社当初から、厚生年金保険に加入していたはずなのに、34 年 1 月 10 日から 35 年 1 月 25 日までの記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における複数の同僚の供述から、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間の前後で被保険者資格を取得している同僚 18 人に照会したところ、回答があった 15 人のうち 6 人が、自身が記憶する実際の勤務期間と厚生年金保険の加入記録が相違していると供述しており、そのうち申立人と仕事内容が同じと認められる同僚 2 人は、自身の申立事業所における厚生年金保険の資格取得日について、1 人は入社日から約 1 年後で申立人とほぼ同時期の昭和 35 年 1 月 5 日であると供述し、他の 1 人は入社日から約 2 年後の同年 1 月 10 日であると供述している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と資格取得日が同時期の同年 1 月中に被保険者資格を取得した者が約 80 人確認できる等、同時期に多数の社員が被保険者資格を取得していることから、申立事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間直後の昭和 35 年 1 月 25 日から 36 年 1 月 4 日までの加入記録はあるが、当該名簿の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

さらに、申立事業所は既に解散しており、当時の事業主及び役員は死亡し

ているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述等を得ることはできない。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。